近代産業と労働運動の展開

--- 日立友愛会事件をめぐって ---

斎 藤 典

生

はじめに

である。そして、その行動の主要な形態が労働運動にほかならなかった。 ジッヒな行動を現実に展開しえたとき、労働者は「大正デモクラシー」の担い手としての内実を具えることになるの を挙げることに異論はないであろう。だがその場合、労働者即担い手となるわけでもない。多様なレベルでフュア・ 日露戦争後から昭和初期にかけて現出したいわゆる「大正デモクラシー」の潮流を担った層として、一方に労働者

りつつあった労働運動の波も、茨城の風土にはそれほど強くはおしよせていない」と把握したり、あるいは、「本県(1) の労働争議は第一次大戦中および戦後の二回日立鉱山と日立製作所におこっているが、その後は労働問題として注目 研究蓄積は決して多くない。当該期の労働運動についても、例えば第一次大戦後の状況を「不況慢性化のもとで高ま 面の耳目を集めた日立友愛会事件の経緯を明らかにしようとするものである。茨城県の労働運動に関するこれまでの 本稿は、「大正デモクラシー」期において茨城県を舞台に展開された労働運動全般を鳥瞰し、さらに勃発当時各方

される事件は殆んどおこっていない」と述べられているだけである。こうした研究状況を踏まえると、まず当該期労される事件は殆んどおこっていない」と述べられているだけである。こうした研究状況を踏まえると、まず当該期労 働運動の諸相を明示することの必要性を痛感せざるをえない。本稿が前記のような課題を設定し、今後さらに検討を

深めていく際の素材提供を意図した所以である。

機会に譲りたい。 (3) (3) 経済的枠組みについては必要な限りでふれることにしよう。当該期の生産構造並びに生産関係の本格的な究明は別の経済的枠組みについては必要な限りでふれることにしよう。当該期の生産構造並びに生産関係の本格的な究明は別の との関わりを重視する必要があろう。けだし、運動の主体たる労働者の形成と絡むほか労働者を運動に駆り立てる重 場合でも当然のことながら茨城県の産業構造分析やそこでの生産関係分析は不可欠な作業となってくる。 要な契機がそこには潜んでいるように思われるからである。本稿のように分析対象を茨城県という一地域に限定した はじめて十全な形で浮上してくるものと思われる。だが、本稿では前述したような課題に限定し、労働運動をめぐる と有機的に連関させながら労働運動の展開をとらえたとき、 ところで、労働運動を分析する場合には資本主義経済の展開とともに必然化する産業構造の変容や生産関係の変化 「大正デモクラシー」期における労働運動の意味内容は かかる作業

一 茨城県の労働運動

る所の方法及び資本家側が労働者側に対して取る所の態度を指して云ふ」、と。したがって、「単に何かの要求を有 と資本家との利害が衝突して労働者が資本家に対して何かある種の要求をなす場合に、労働者が資本家側に対して採 シー」期における茨城県の状況がまさにそうであった。その労働争議についてはつぎのような規定がある。 労働運動の内容は多様であるが、その大半は労働争議の形をとって展開されるといってよかろう。「大正デモクラ ある種の不満を持つて居る場合があつても、其要求や其不満を何等かの方法で具体的に主張し又は何等かの手段 一労働者

に訴へて其要求の実現につとめなかつたならばそれは労働争議とは云はない」のである。(4)

あり様々な点で限界をもつが、それは後日補充することにして取りあえずこれを素材に労働運動の諸相を概観してみ さて、日露戦後から昭和初期にかけての茨城県の労働争議を一覧化したのが表一である。この表自体未だ不完全で

表1 日露戦後〜昭和初期における茨城県の労働争議一覧

															,
8.11	1917. 7上旬	7. 15~16	1913. 6. 12~	1912	1910. 4中旬	10. 9	1908. 2上旬	8. 7	7.27~28	4.20	2下旬	1907. 2. 4	10.16	1906. 5	年月日
多賀郡日立鉱山	多賀郡	久慈郡金郷村栗原製糸場	多賀郡高萩炭坑	多賀郡日立製作所	邦珂郡湊町	多賀郡手綱炭坑	1908. 2上旬 行方郡行方村	稲敷郡霞ケ浦	多賀郡華川村宇佐見炭坑	水戸市タバコ製造所	水戸市藤田タバコ工場	結城郡水海道町絹江製糸会社	多賀郡日立鉱山	多賀郡日立鉱山	場所
電錬反射炉夫	採炭坑夫	女日	運炭夫	高等工業出身者	郵便局集配人	坑 夫	小学校教員	船員	坑 夫	舞	巻 日		鎖 大	鉱夫	争藏主体
36	500人	65人	14人			300人			40人				200人		参加人員
罷業(計画)	韶業	韶業	鹽業	退職	罷業(未遂)	乱 泰	辞職	器業	麗 業	集会·陳情		粉議	罷業(計画)	器業	争議形態
3割賃上げ・定員充足要求	賃金引上げ要求	監督に不満	破損車の賠償強制反 対	大卒者との差別反対	新局長に反対		統 本 本 大 な い	時間改正要求	賃金引上げ要求	賃金引下げ反対	雇主・駅長に不満			労働条件改善	争議原因•要求事項
1 か月 3円の賃上		監督解雇で落着	7:			22日再発		安 結	-	1貫目に付8厘引 下げで妥結				首謀者解雇	解決形態・その他

																;1
$^{11.27}_{\sim 12.3}$	11中旬	10.25	9. 4	8. 13	8.6~7	7. 11	 6	2.17	1919. 2.15	9. 4	8. 4	4.27	1918. 2.22 ~ 23	8.26~27	8.25~26	年月日
	東茨城郡岩船村三菱高取鉱山	筑波郡筑波鉄道弓田機関庫	多賀郡日立製作所銅線工場	多賀郡日立製作所	多賀郡日立鉱山	行方郡麻生町ほか7か村	多賀郡華川村大日本炭坑唐虫 鉱業所	多賀郡華川村華川無煙炭坑	多賀郡鮎川村日立鉱山	多賀郡松岡村茨城採炭会社	西茨城郡笠間, 杉原ほか	多賀郡高萩駅構內石炭積込場	東茨城郡岩船村三菱高取鉱山	多賀郡北中郷村茨城採炭会社 重内炭坑	新治郡真鍋町岡谷館製糸工	揚
1,日立製作所	寸三菱高取鉱山	1 弓田機関庫	所銅線工場	F所	<u> </u>	まか 7 か村	、日本炭坑唐 虫	Y川無煙炭坑	文鉱山	、城採炭会 社	岩瀬,宍戸,	特內石炭積込場	†三菱 高取 鉱山	 茨城採炭会社	 谷館製糸工場	押
•	職工・鉱夫	従業員	製出	記錄工	飨夫	小学校教員	范	坑 夫	役員	坑 夫	郵便局集配人	積込夫	皴夫	坑 夫	女工	争議主体
		10余人	33人	約200人	200人		200余人	10余人	8⊁	200余人	30 <i>X</i>	13人	200余人	800 ∕	270人	参加人員
抗議集会		題業			罷業(計画)	弊 職(申し合み)	器業	乱暴		器業		器業	贈業	黯業	韶業	争議形態
解雇反対	賃金引上げ要求	5割賃上げ要求	賃金引上げ要求	8時間労働制,名称 変更ほか要求	4割賃上げに不満, さらに1割賃上げと 臨時手当要求	俸給增額要求	廉売米の価格引上げ 反対,待遇改善要求 ほか	警務係に反感	配板に不満	賃金引上げ	3割賃上げ要求	奨励法・懲罰規定に 不満	賃金引上げ	臨時教恤金の配分問 題	支配人排斥	争議原因•要求事項
友愛会幹部ら逮捕, 15人起訴		3割で妥結	3人のリーダー解雇	会社側拒絶	発覚して中止		妥結,112人起訴	巡査出張鎮圧	即日解雇			投稽	投	斑結	濟 第	解決形態・その他

		1925, 10.					1924. 1					1923.				1922.	1921.		
丘七	11, 11	10. 6	11	11.24	7	3. 11 ~14	_	11	$^{11.17}_{\sim 21}$	5	5. 28		12	10	7. 20 ~8. 3	7.8 ~10	7.19	12.14	12. 14
丘弋室業と労動重動の展開――――・泰	多賀郡華川村唐虫炭坑	多賀郡磯原町茨城無煙炭坑第 一鉱業所	西茨城郡宍戸町八卜製糸工場	多賀郡磯原町茨城無煙炭坑第 二鉱業所	真壁郡下館町県是製糸会社	西茨城郡西山内村稲田石村会社	新治郡土浦町製油工場	多賀郡松岡村茨城採炭第一鉱 業所	多賀郡北中郷村茨城採炭会社	多賀郡北中郷村山口炭坑	那珂郡湊,平磯,東茨城郡磯 浜町三浜醬油醸造組合	霞ケ浦森田工務所	多賀郡松原炭坑	西茨城郡西山內村稲田石材採 摵場	結城郡水海道町笹尾製糸工場	多賀郡華川村茨城無煙炭坑会 社	水戸市水戸駅	西茨城郡稲田村	多賀郡松岡村茨城採庆会社
K	抗	麋	製糸工	戌	绐	Ж	製油工	拉	類	抗	孁	麋	拉	>	女	机	>	Н	机
	*	Н	Ĥ	*		H	#	朱	Н	*	Н	Н	米	*	Н	*	人力車夫	Н	火
	12人	-	276人		16人		70s	100人	819人	***************************************	64人	100人			25人		人001	300余人	600余人
					_		-				藍			K	語		縮		米
											业			鉱	業		業		И
	待遇改善要求		*			賃金引上げ要求	-		質下げ、賞与廃止、 白米値上げ反対		6割賃上げ要求				賃金引上げ要求	待遇改善要求	駅員と対立	工賃3割値上げ要求	採炭賃・掘進賃の値 上げ、待遇改善ほか 要求
						※			安		即日妥結			19.1% 数米	工場主は臨時休業 を発表,女工全員 外工場主業	段		1割で妥結	

注,青木虹二	11. 2	8. 1 ~4	1930. 5. 3	6. 21	1929. 1. 7	1928. 11	12	9. 10 ∼11	7. 2 ~6	5. 13 ∼16	5. 10	4. 29	4.23	1926. 2. 10 ~ 12	12~26.2.1	年月日
『日本労働運動史年表	多賀郡日立製作所	多賀郡華川村唐虫炭坑	多賀郡磯原町磐城炭坑	西茨城郡笠間町根本自動車	水戸市日新印刷	多資郡日立製作所	筑波郡北条町筑波電気会社	多賀郡磯原町茨城無煙炭坑	多賀郡磯原町茨城無煙炭坑	高野醬油醸造工場	新治郡土浦町霞ケ浦砂利会社	多賀郡高萩町松原炭坑	西茨城郡稲田村高田石村合資 会社	多賀郡磯原町茨城無煙炭坑	筑波郡北条町筑波電気会社	場所
明治大正編』,『日	暴出	坑 夫	护	運転手	従業員	関 H	従業員	坑 夫	坑 夫	暴出	陸上人夫	坑 夫	H H	坊 夫	従業員	争議主体
『日 立労働運 動史』,	13 人			10余人		人008		194人	163人	5 \	50X			-		参加人員
也.			無		無			魑			語					坐
塙作楽		⋇	炒	業	ИÞ		J.	⋇			⋇					争議形態
塙作楽•相沢一正編『年表	滅給•首切反対	積立金・解雇手当支 払いまか要求	解雇手当支払いほか 要求		解雇反対		e.	賃金支払い要求	未払い賃金の支払い 要求	解雇手当制の確 立要 水	日給1円17銭を2円 へ引上げ要求			賃金不払い	慰労金1万円要求	争議原因•要求事項
茨城五十年史』,	13人檢挙	経営持続・手当支 給へ妥結	不貫徹		応援労働者・組合 活動家 5 人検挙			無条件中止,不貫徹						路	6,000円支給	解決形態・その他

「いはらき」新聞等より作成。

表 2 地帯	別労働争議件	+数	
地 帯	市郡名	件	数
都市型	水戸市	(6.3)
地 帯	水产加	4(0.37
鉱工業基	多賀郡	25.6	55.6)
幹地帯	夕貝仰	33(33.07
農	新治郡	3	
上 併	真壁郡	1	
存地	結 城 郡	2	
地 帯	計	6(9.5)
農	東茨城郡	2	
	西茨城郡	7	*
林	那珂郡	2	
業	久 慈 郡	1	
基	行方郡	2	
幹	稲 敷 郡	1	
地	筑波郡	3	
带	計	18 (28.6)
総	計	63(100.0)
は労働争	三る	業構造の	いて郡名

分類してみると表二のようになる。産いて郡名が特定できる六三件の争議を地帯別に検討してみよう。表一にお

版であったともいえそうである。

な動向と軌を一にするような推移の模様がうかがえる。茨城県の動向は、件数でみる限り全国的なそれのミニチュア(5) と、先に指摘した三つのピークの存在のみならずそれらを挾む時期における退潮もしくは停滞の動き等、ほぼ全国的 な労働運動昻揚の波が、 ここ茨城の地にも 例外なく押し寄せていたことを 意味しよう。 さらに全体の流れを見渡す の時期とはやはり様相を異にしている。このことは、一七年以降一段レベルアップした水準での急増が示した全国的 恐慌から昭和恐慌に至るいわゆる慢性不況の時期には連年にわたって相対的に多くの争議が発生しており、それ以前 件)、二六年(九件)である。この三か年に二五件、全体の三九%が集中している。また、第一次世界大戦後の戦後 と、一九○六年から三○年までの間に三つのピークがあることに気付く。すなわち、○七年(五件)、一九年(一二 表出したように、 今のところ総数で六五件の 労働争議が確認できる。 これら諸争議をまず 年次別に整理してみる

つまり、当友明引こら、て多質が合名と表ニクようになる質問への集中ぶりが顕著である多質郡への集中ぶりが顕著であらの側面からは鉱工業基幹地帯に

である。 多賀郡 のもつ こうした 性格は労働争議の中心舞台となっていたのる。つまり、当該期間において多賀郡

のだが、かかる労働争議の地帯的分布状態に反映しているように思われる。 といった本県産業構造の偏倚性が、もちろんこれ自体決して固定的なものではなく前者は後者を徐々に席捲していく 留保つきではあるが、総じて稀であったといえよう。一方に聳立する近代産業と他方に拡がる膨大な在来産業の併存 するなら農林業基幹地帯に属する西茨城郡の七件が目立つ程度である。未発掘の争議があるかもしれない故の一定の と密接に絡んでいる。そのことがまさに争議の主体たる労働者の層の厚さを結果し、当郡を争議の頻発地帯と化した(7) 模の企業が主流とはいえその生産は資本——賃労働関係によって規律されていた石炭産業が当郡に位置していたこと は、近代産業の発展に伴って形成されてくる賃労働者が日露戦後の争議の主要な担い手であったという一般的な傾向 のである。ところで、残る三つの地帯については争議件数の多寡という面での相関関係は見い出し難い。敢えて指摘 茨城に立地した数少ない近代産業のうちで日立鉱山、日立製作所という二大企業が、さらに中小規

た石炭業も同様に不況下で閉山や人員整理等の合理化が遂行されていった事情が指摘できるように思われる。鉱業関た石炭業も同様に不況下で閉山や人員整理等の合理化が遂行されていった事情が指摘できるように思われる。 (8) 題としておきたい。なお、鉱業への集中の時期をみると、大正期、それも一九一〇年代末からの不況期に著しい。 するのは何故であろうか。 の立地が多賀、 材については専ら西茨城郡の事例であった。鉱物資源の賦存状況に規制されるという鉱業の産業的特性からみればそ 関連ししかもそれらは全て多賀郡に包摂されるのである。舞台として多賀郡の突出した様が再確認できる。また、石 る。その中身は多様であって石炭、銅、重石(三菱高取鉱山の例)、石材等から成るのだが、うち三○件は前二者に 表一を産業別に 整理するとどうであろうか。 鉱業への集中がまず注目される。 西茨城両郡のような地域に偏在するのはやむをえないにしても、労働争議がとりわけ鉱業部門に頻発 例えば銅の場合には銅価の甚だしい下落の下で企業の合理化、能率化が強行されていく事情が、 労使関係をも含めた鉱業それ自体の産業分析を必要とする所以であるが、それは別稿の 半数以上の 三六件にものぼってい そ

における資本家的経営の発展或はこれを波頭とする生産集積をもたら」すような事態が進展していた。つまり、製糸占めたし、またその生産過程においては「大正期を通じて、器械製糸を中心とする急激な生産増加は、同時に製糸業(9) 業は当該期の工業分野にあってひとつの軸をなすものであった。これらを考慮すると、やはり少ないという印象は否 位置が念頭にあるからである。例えば、三〇年に製糸業は職工数で第一位を、生産価額で電気に次ぐ第二位の位置を における少なさである。当該期間中六件でしかない。かかる判断に立つのは、当該期茨城県の工業に占める製糸業の 連以外の争議は僅かずつ諸産業に分散しておりそこから一定の傾向は見い出し難いが、ひとつ注目されるのは製糸業

て賃金関係の要求や種々の待遇改善要求が多くみられる。要求内容の時期的変化も明瞭でないが、 点でも不明な事例が一八件あり、しかも大正後期以降に目立つため全国傾向との対比はにわかになしえないが、総じ 場合を照応させることは今のところできないが、ただ日立鉱山や炭坑を舞台にした争議の規模は概して大きいことが 戦後の賃金増額を柱とする 経済的要求へと変化し、 そして 第一次世界大戦後の労働市場狭小化の下では 賃金減額反 指摘できそうである。次に「争議原因・要求事項」をみよう。この点は一般的には日露戦前の非経済的要求から日露 るが、それ以後再び漸次小規模化をたどり三○年からは一○○人台をも割るに至った。およそこうした動向に茨城の1クに達した後、増減を繰り返しながら次第に小規模化していく。二一年には大正期のピークを記録(二三七人)す ある。今後補充せねばならない箇所であるが、それを前提にしたうえで取りあえず注意しておきたい点を挙げてみよ めないだろう。そのことの意味を明らかにするのは、製糸業の構造分析とともに後の課題にしたい。 表一において「参加人員」以下の諸指標には空白部分が多いためそこから一定の傾向を析出するのはかなり困難で 解雇反対等の消極的、防衛的な争議が主流を占めると把握されている。茨城の場合はどうであったろうか。この(13) 第一は「参加人員」についてである。同盟罷業一件当り参加人員の全国的動向は、○五年に二六四人を示してピ 昭和初期に入ると

近代産業と労働運動の展開

一斎

議はネグリジブルな存在になるのが一般的であることを勘案すると注目に値するように思われる。 (11)排斥といった類いの要求に基づく争議が明治末から大正期にかけて五件みられる。その詳細は不明だが、この種の 解雇手当の支払い要求や解雇反対等やはり防衛的色彩の濃い争議が展開しはじめるといえそうである。また、 監督者

るが、関東地方における茨城県の位置を確かめておきたいと思う。 な新たな潮流は相対的にはどのように評価できるのであろうか。史料が異なるため表一と整合しない面がいくつかあ 以上概観したように、「大正デモクラシー」期において労働運動の波は確実に茨城にも及んでいた。だがこのよう

争議行為を伴う事例の総件数に占める割合は、茨城県の場合比較的高くなっている。これはひとつの特徴といえるか(15) 質を問わないで数量のみによる判断であるが、そして時期的にも限定されているのだが、表三からみる限り関東地方 滞的に推移している。七府県中の序列では件数が三九件で最低、 関西地方の大阪、兵庫、 の神奈川県を加えるとそれぞれ八二%、九三%に達した。この両府県は関東地方において、さらには全国レベルでも 京府の重みを算出してみると、件数では六六%、参加人員では六○%にも及んでいることが判明する。これに第二位 との格差は指摘するまでもないが、ちなみに当該九年間の件数と参加人員を各々単純集計して関東七府県における東 は一九二二年以降からである。三〇年までの九年間においていずれの府県も増減の激しい起伏をみせている。そのな において茨城県の労働運動は相対的に弱かったといえるのではあるまいか。 する関東地方にあって、 かで、増加傾向をたどりながら件数、参加人員両者の圧倒的な大きさを益々鮮明にしているのが東京府である。 表三に示したように、 茨城県の位置は低い。程度の差はあれ他の諸府県が争議件数を増加させているのに対し、停 関東七府県の労働争議件数及び参加人員が同盟罷怠業以外のものも含めて相互比較できるの 京都の三府県と並んで労働争議の一大中心地を形成していたのである。こうした中心地を擁 参加人員が四九八三人で最低から二番目であった。 なお、 同盟罷業・怠業及び工場閉鎖等の

表3 関東諸府県における労働争議件数及び参加人員推移

	1930年	1	1929年		1928年		1927年	-	1926年	-	1925年		1924年		1923年	t t	1922年		
I) တ	(2)	10	Ξ	<u></u>	I		(3)	ີ ຫ	(1)	2	(1)	<u>`</u> ω	(4)	. 4	1	5	件数	挨
(I	983	(104)	1744	(372)	407	<u></u>	ယ	(403)	728	(80)	92	(296)	346	(487)	487	<u> </u>	163	参加人員	数 県
(8)	18	(1)	4	T	7	(2)	<u></u>	1	7	<u>(1)</u>		(5)	, ∞	Î	ω	Î	2	件数	彪
(268)	368	(150)	274	Î	103	(190)	342	1	850	(85)	85	(131)	449	1	294	Ĩ	145	参加人員	木県
Ξ	39	(2)	18	(2)	တ	(4)	12	(1)	5	1	7	(5)	14	(14)	25	(<u>1</u>)	4	件数	雜
(96)	2271	(57)	1712	(56)	122	(93)	331	(35)	76	I	104	(631)	864	(756)	1172	(140)	243	参加人員	馬県
(27)	121	(16)	72	(9)	41	(14)	46	(7)	23	(5)	15	(2)	2	Î	ı	(2)	6	件数	袘
(893)	3022	(392)	2110	(701)	1453	(771)	1386	(288)	688	(447)	662	(150)	150	<u>T</u>	ı	(31)	259	参加人員	王県
(9)	12	(4)	9	<u>1</u>	4	(3)	∞	<u>(1)</u>	4	I	7	<u> </u>	_	(2)	4	<u>(1)</u>	-	件数	#
(172)	216	(226)	285	(2196)	2384	(1785)	3560	(50)	256	<u>T</u>	370	(80)	80	(2266)	3512	(120)	120	参加人員	葉県
(147)	482	(130)	361	(85)	283	(37)	284	(51)	270	(33)	193	(37)	118	(27)	100	(28)	79	件数	展
(147) (32251)	60328	(35497)	76873	(85)(12212)	21757	(7991)	24873	(51)(30873)	46931	(8088)	17636	(6007)	11118	(3889)	10231	(2441)	5872	参加人員	京府
(23)	180	(12)	93	(6)	65	(10)	72	(9)	39	(8)	40	(13)	19	(7)	12	(4)	9	作数	笛
(1417)	41181	(6855)	23125	(366)	22001	(2211)	14679	(1390)	20190	(5782)	23604	(606)		(302)	1132	(4301)	5214	参加人員	奈三県

注 (1) 『日本労働運動史料 第十巻』508~513頁より作成。

近代産業と労働運動の展開――斎 藤

^{(2) ()}内は同盟罷業・怠業及び工場閉鎖を示す。

示したように検討可能となるのは一九二三年以降である。この時期、労働者の組織率は五~六%台に留まったように(16) 位置が際立っている。しかも組合数、組合員数ともに漸増傾向をたどり、先にみた労働争議件数の増加傾向を根拠づ 労働組合は一般的に未だ微弱な存在でしかなかったが、本指標においても関東七府県のなかでは東京府と神奈川県の とくに少ない。また組合員数は二七、八年に急増しその前後の時期との格差が著しくなっているが、急増の事情は定 けている。他の五県は組合数がいずれも一桁台かせいぜい栃木県の一一どまりである。このなかで茨城県の組合数は こうした労働争議の動向と密接な関連があると思われる労働組合数及び組合員数について一瞥しておこう。表四に

表 4 関東諸府県における労働組合数及び組合員数推移

	採	拔県	蒊	木温	群	馬県	極	玉県	+	葉県	展	京塔	神 茶	N 三県
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1923年	3	202	ı	725	ı	242	4	442	∞	1816	44	10283	18	8989
1924年	4	233	—	835	2	465	4	442	2	1695	47	31892	16	27812
1925年	4	133	თ	5657	ω	436	2	392	2	1899	50	34683	16	26982
1926年	4	388	7	4492	O1	460	4	698	2	2317	71	45907	26	35996
1927年	ယ	32 58	ω	4759	57	436	4	1651	2	1889	82	50913	29	36016
1928年	ω	2609	&	3749	ഗ	840	7	2375	22	911	83	53300	30	41178
1929年	2	266	10	5049	6	919	5	2773		496	109	54999	46	43336
1930年	4	706	11	4217	10	937	6	2604	2	1199	117	58271	46	44776

注 『日本労働運動史料 第十巻』428~429頁より作成。

いのだが、 かでない。その二年間を除くと、組合員数は七府県中常に最低にあった。もっとも組織率をみなければ断定はできな 茨城県における労働組合の拡がり具合はこれまた概して弱かったといえそうである。

一 日立友愛会事件

にしたい。 にされてきていない。そこで以下では、全貌解明のための第一歩として本事件の経緯をできるだけ跡づけてみること うな画期をなした争議であること等である。かかる位置を占めるにもかかわらず本事件の全貌はこれまで充分明らか 回か発生していたのだが、この日立事件を境に完全にではないにしても長い沈黙の時代へと突入してしまう、そのよ う経営理念に基づいて各種の保障制度を確立するなど労務管理には最大の関心を払っていた久原房之助の足元で発生 に、局地的ではなく全国的な組織と絶えず連携しながら展開したこと、第二は、創業当初より「一山一家」主義とい おりまさにその反映であったこと、第三は、日立鉱山や日立製作所を舞台にした争議は表一からわかるように既に何 したこと、換言するならそうした労務管理の枠組では統轄しきれない程に労働者の自立化を求める要求が広汎化して が労働者の最大の全国組織であった友愛会の影響と指導を受け、かつ運動の主役は友愛会の会員であったというよう 「日立事件」と略)である。その理由はつぎの三点に求められるように思う。第一は、大正期において唯一ではない 「大正デモクラシー」期の茨城県に生起した労働運動のなかで一際 重 要 な 位置にあるのが日立友愛会事件 (以下

□ 日立鉱山の労務管理政策

近代産業と労働運動の展開

ここでは日立事件の背景を理解するに必要な限りで日立鉱山の労務管理政策を概観しておこう。 日立鉱山は一九〇

ども、以後数少ない近代産業として地域社会に多大の影響を与えることになるのである。(17) 僻村に誕生した日立鉱山は、○八年職工五人の付属電気修理工場として発足し二○年二月に独立した日立製作所とも はそれより以前に経営的崩壊に瀕していた小坂銅山の再建に成功しているが、その経験と進取的な経営理念をもって 五年一二月、久原房之助が赤沢鉱業合資会社の経営者大橋真六と買山契約を締結してよりその歩みを開始する。久原 河)、別子(住友)、尾去沢(三菱)と並んで早くも産銅五大資本のひとつに数えられるまでに成長した。茨城の一 日立鉱山の経営に当った。新技術の積極的導入とも相俟って、創業後僅か四年目の○八年には小坂(藤田)、足尾(古

事務所規則」、「日立鉱山事務所々員勤務心得」や「給与規程」等が制定された。さらに同年五月に労働条件改善をさて、買山契約をなした久原は直ちに事業所としての体制整備に着手する。翌一九〇六年一月一日付で「日立鉱山 置」しようとする考え方であった。かかる理念を具現化すべく種々の装置が施されていった。(20) として企業をとらえ、そのなかに労働者を組み込もうとするものである。つまり本質的には、(19) この時点で労務管理の原型が形作られたのである。そしてそれを裏づけていたのが経営理念としての「一山一家」主 規則」や「鉱夫取締設置規則」制定に示されるごとく鉱夫に対する労務管理体制の整備がはかられていく。つまり、 要求する最初の同盟罷業が勃発したのを契機に、一方では鉱夫保護策の一層の展開が、他方では○七年一月の「飯場 を『家』集団と類比してとらえ、資本家・経営者と労働者との階級関係を、家における親と子という 身 分 関 係に転 義であった。経営家族主義の先駆ともいわれるこの理念は、日本社会の基本的な構成要素たる「家」の延長的擬制体 「企業という機能集団

ムルモノ」がいわゆる飯場制度であるが、これを雇用、生産、生活にわたる鉱夫統轄の末端組織として機能させた。(2) 「規達第二五号 飯場規則」は、その第五条で「飯場頭ノ職責」をつぎのように規定している。「一 鉱夫ノ使役又 その重要なひとつが飯場制度である。「鉱夫ノ供給及之カ保護監督ノ機関トシテ…飯場頭…ヲ置キテ之ヲ管掌セシ

にはこの両者が分かちがたく結びついていることが多」く、「互いにその関係を補強し合ってい」た。鉱山労働者に(24) 頃には飯場頭の統轄機能は後退し、過渡的形態としての世話役的なものへ変質していたといわれる。なお、当鉱山に(2) も鉱夫の互助救済組織としての友子同盟が存在した。飯場制度とはその組織原理を全く異にするのであるが、「現実 られていた。日立鉱山の飯場制度がその後とのような変遷をたとったかは今のところ詳らかにしえないが、大正末期(22) 夫統轄についての重い責任が課せられていた。かかる飯場は、本山の採鉱部門だけでなく大雄院の製煉部門にも設け ノ居住家屋ノ貸付又ハ返戻ニ関スル取扱方ヲ取次クコト ハ退去願等ヲ審査シ必要ト認ムルトキハ之カ取次キヲナスコト 二 鉱夫平素ノ行状動惰ニ注意スルコト 「飯場頭ハ所属鉱夫ノ脱走又ハ解雇ノ場合ニ於テ事務所ニ対スル損害金ハ之ヲ弁償スヘシ」、とある。飯場頭には鉱 四 前項ノ外鉱夫ニ関スル一切ノ取締」。また第七条には、 Ξ 鉱夫

対する統轄機構を検討するうえで看過しえない点である。

設される。ここでは米、味噌等の食料品をはじめその他日用品及び鉱業用品を取扱ったが、それらの供給方法はつぎ のような仕組みであった。「一箇月三回通帳ニ八日分ノ稼賃金高ヲ見越シテ記載シ鉱夫ノ請求アル毎ニ品名数量代価 が設けられていた。日立鉱山でも○六年九月本山に、○八年二月大雄院に、一○年一二月芝内にそれぞれ供給所が開 シキ変動ヲ来サ、ラシメントスルノ趣旨ニ基」づくとともに「賃金内渡ノ方法」としても、鉱山一般に何らかの施設・キ変動ヲ来サ、ラシメントスルノ趣旨ニ基」づくともに「賃金内渡ノ方法」としても、鉱山一般に何らかの施設 を解消するためだけでなく、「附近市場ノ物価ノ騰貴ヲ抑制シ或ハ賃金ト物価トノ調節ヲ計リ以テ鉱夫ノ生活費ニ著 るが、ここではとくに供給所についてふれておきたい。日用品の供給に関しては、鉱山が山間僻地にある故の不便さ 九〇六年の同盟罷業を契機に、久原は各種の待遇改善策を相次いで打出した。例えば供給所の設置、住宅の整備、病 さて、「一山一家」主義を裏打ちする施策として明記しておかねばならないものに各種の福利厚生制度がある。 「鉱夫扶助規則」の制定、鉱夫共済会の設立等々である。いずれも労働者の生活そのものに関わる措置であ

近代産業と労働運動の展開――斎

障制度についてはつぎのような評価があることにも注目しておきたい。「これらは(生活保障制度 のである。「従業員には飯米への不安感が起らなかった」という評価も頷けよう。さらに、以上述べた各種の生活保(3) 定量の精米を一定の価格で供給しようとする制度である。右規定中の「所定ノ価格」であるが、「並白米……ハ常ニ 居家族一人一日ニ付数へ年十五歳以上四合」とかと定めていたように、従業員及びその家族に対し性別、年齢別に一 し供給物品の制限を陳情せるも 鉱 山にては 元より 従業者保護の為に之を営むものなるを以て其陳情を却けたり」、(27)と雖も普通市場の売価より一割乃至三四割の安価なるより日立村に於ける普通商家の打撃著しく昨年来再三鉱山に対 帳計算ノ為メ休止ス物品代ハ賃金ヨリ差引クモノトス」。日立事件が勃発した年の二月、「何でも彼でも皆安い 物ヲ通帳ニ記入シ右金額ニ達スル迄ヲ供給ス供給ハ毎日午前七時ヨリ午後三時迄ニシテ毎月末日及五日ハ残品ノ整理通 ションの下でも、さらには米騒動が勃発した一八年八月に白米の小売価格が一升五〇銭に暴騰した折にも堅持された その「標準」を例えば「鉱夫頭以下鉱夫一人一日ニ付男工七合(女工及数へ年十四歳以下ノ男工五合」とか「同上同 と。実効の一端が理解できて興味深いが、ここに述べられている食料品のうちとくに精米に対しては、別途「精米供 給したり而して之に要する経費は月七千円年八万余円にて此経費以外絶対に利を求めざるを以て補助を与へざる物品 従業者保護の為物品供給所を設け日用品の廉売を行ひ現に九ケ所の供給所において……五百余種を供給しつゝある… 価騰貴も知らぬ顔」との見出しのついた新聞記事は供給所の模様をつぎのように報じている。「日立鉱山にては…… 給規程」(日規第三一号、一二年二月二三日制定)に基づいて米価補償制度が実施されていた。前記規程の第一条が …食料品に対ては鉱山より百余万円の補助を与へ昨年の仕入高総額二百五十余万円に達し其殆んど全部を同年中に供 「各使用人ニ交付スル並精米ハ左ノ標準ニ依リ各自ニ定額ヲ付シ其ノ範囲内ニ限リ所定ノ価格ヲ以テ供給ス」とし、 一升十八銭ヲ最高限度トシテ供給」されていた。この価格水準は第一次世界大戦中のインフレ(28)

——引用者) ……

夫ニ取リテハ容易ナラザル苦痛ナリ」。保護政策の効果は否定しえないものの、それで全ての苦痛が解消していたわけにいいない。(32) 七年一二月末の「鉱夫生活状態ニ関スル調査」は述べている。「時局(第一次世界大戦――引用者)前後ニ於テハー う。だが、こうした保護政策にもかかわらず労働者の生活は決して楽ではなかった。例えば、庶務課がおこなった一 ケ月十三円ヲ以テ家計ヲ立テ得タリシモノガ、本年度ニ入リテハ十七円二十七銭ヲ要スル事トナリ、 せるうえで、効果的な措置であった」(傍点引用者)、と。企業側の狙いが何であったかはもはやいうまでもなかろ(31) 生活基盤の安定を欠く鉱山労働者を、しかも比較的低廉な賃銀と厳正な労働条件とをもって自己の企業経営に帰属さ 収入ノ少ナキ鉱

口 日立事件の前史

けではないのである。

集中しているが、茨城県は三七名で一○番目に名を連ねている。
(33)と、東京府は四二七五名、神奈川県は二三五三名、兵庫県は一五三六名を擁しておりこの上位三府県に圧倒的部分が 万名の会員を数えるほどに会勢を伸ばしていたことを 指摘しておこう。ちなみに同年三月現在の 会員 分布 表による の性格変化なりについては他の文献に譲るが、ここではつぎの事実、つまり約四年後の一六年初頭には五三支部で一 いは研究的団体としての諸活動を通して労働者の地位の改善を意図していた。その後の活動内容なり友愛会そのもの 日、鈴木文治ほか一四名の労働者をもって発足した。綱領が謳っているように、当初友愛会は友誼的、 本事件に深い関わりを有する友愛会(事件当時は 大日本 労働 総同盟 友愛会)は、 周知のように一九一二年八月一

さらに一六年四月には友愛会で最初の地方連合会である磐城連合会が結成される等早くから活発な活動が展開されて 友愛会の影響は茨城県にも徐々に及んだ。多賀郡に隣接する福島県磐城地方では一九一四年に内郷分会が成立し、

近代産業と労働運動の展開

斎

日現在では、日立製作所の工場があった芝内に六三名の会員から成る支部の存在が確認できる。友愛会本部は、この一六年には重内炭坑(多賀郡北中郷村)に茨城分会が生れたが、これまた「後立消となった」。さらに一七年四月末友愛会組織の動きをみると、一五年夏、日立鉱山に初の分会がつくられている。だがこれは後に中絶したという。翌大愛会組織の動きをみると、一五年夏、日立鉱山に初の分会がつくられている。だがこれは後に中絶したという。翌大変会組織の動きをみると、一五年夏、日立鉱山に初の分会がつくられている。だがこれは後に中絶したという。翌大変会組織の動きをみると、一五年夏、日立鉱山に初の分会がつくられている。だがこれは後に中絶したという。翌大変会組織の動きをみると、一五年夏、日立鉱山に初の分会がつくられている。だがこれは後に中絶したという。翌大変会組織の動きをみると、一五年夏、日立鉱山に初の分会がつくられている。 跡できるのはここまでだが、各支部の消長なり活動実態なりについては後の課題としておきたい。 る。三支部がいずれも多賀郡内にあり、うち二支部は炭坑に設置されていたことは興味深い。友愛会組織の動きを追(38) ときであった。そうした活動と直接関わるのかどうかは不明だが、一八年四月にはつぎの三支部が活動していた。多 頃から日立鉱山や日立製作所に支部を結成しようと盛んに潜行活動をおこなっていたという。当時はまさに友愛会が(37) いた。茨城県への影響は、むしろこの福島県側からもたらされたのではないかと推測される。ともあれ本県における 賀郡北中郷村大塚山口炭坑の大塚支部、同郡日立村宮田小学校前の日立支部、同郡南中郷村石岡炭坑の石岡支部であ 共済・修養団体的性格から脱皮して、労働条件の改善を積極的にすすめる労働組合としての性格を鮮明にしつつある

手当を支給することゝ為したり然るに請負職工約百名は猶不足なりとて浜の宮公園に集合し更に賃金値上を要求する 罷業を為さんとし動揺したるが会社側にて逸早く形勢を察知し日給二十銭乃至三十銭方値上げを行ひ更に同額の臨 %の臨時昇給を発表して一応落着した。しかしこの動きは直ちに日立工場へと飛び火する。「大阪朝日新聞」はつぎ の約半数之に参加し九日夜来形勢益不穏となり十日には各所に宣言書を貼り出し飽くまで目的を達せんとして稍重大 所あり表面円満解決を告げたる如くなりしがその後更に精錬所より動き始め製作所、鉱山全体に及び全従業員四千名 のように伝えた。「久原の経営に係る日立鉱山及び同製作所、精錬所にては去る二日(八月――引用者)一斉に同盟 よう。まず春に、日立製作所の東京亀戸工場で賃上げを要求する争議が発生したが、これは八月一日に工場側が一五 さて、一九一九年に入ると日立事件への導火線となるような動きが次々に表面化しはじめる。それらを列挙してみ

なる状態を現出した」り、と。さらに八月一三日付同紙は、「日立鉱山、製作所職工の賃金値上げその後形勢いよいよ(39) である。ただ、その絡み具合はもうひとつ明瞭でない。 調停を試みたとあるだけであり、 極力調停を試みつつあれば今明日中鎮静せん」、と報じた。友愛会員が具体的に絡んだ争議がいよいよ登場したわけ(4) は十一日八十九名のものを解雇し、六名の首魁を馘首したり。鉱山方面にも不穏のはり札を散見すれどもまだ反響な 不穏となり、請負職工五―六百名に普通職工の一部参加して一割以上の値上を要求すると共に、 し。会社は絶対に値上げに応ぜず、十日友愛会支部は臨時総会を開き白鳥幹事長朴沢幹事等職工の無謀をいましめ、 しが、幹部の鎮撫により表面解決の姿なるも、なお随所に会合、機を見て罷工を企てんとする形勢あり。製作所にて 一面連判状を作成し幹部に提出せんとしたるを、職頭および小頭等が伝達せずに握潰せるため、職工等の反感を高め 「却テ鎮撫ニ努メタリ」と述べるのみなのである。(41) また 後に 前出朴沢文三も 利益分配を希望し、

大裡ニ終了ス」、と描いている。聴衆の反応ぶりについての評価の違いはあるものの、盛会であったことは確かなよ(43)、(1)、一九二五年高鈴村は助川町と改称――引用者)、熱弁ヲ揮ヒタルガ聴衆四、五百名大シタ反響モ聴カザルモ盛 られていたことがうかがえて興味深い。 うである。また、他の支部との連携のもとで発会したという指摘は、程度はどうあれ各支部間に一定の連絡協調が図 与え」た、という。同じ演説会の模様を、「当時ノ記憶ヲタドランニ」との文言からはじまる文書は、「八月頃……(42)鉱山、製作所に対する激しい批判および政府攻撃、労働運動の趨勢を説く幹部の演説は、聴衆の多くに多大の感銘を 橋小虎らも出席した。会場に当てられた高鈴村(現日立市)助川座は「満場立錐の余地もないほど盛況であり、 大塚支部或ハ秋山炭礦支部方面ノ応援ヲ得テ友愛会日立支部発会式ヲ行ヒ同会長鈴木文治、麻生久、等ノ幹部連数名 八月二二日、日立鉱山の大雄院、本山両支部の発会式兼演説会が開かれた。ここには鈴木文治をはじめ麻生久、 日立

置キシハ何時ナルカ/八年(大正――引用者)三月ナリ/其時ニ於ケル会員ノ数ハ大約如何/百名位」。これら棚橋 を組織し友愛会加盟を申出た」。「土産談」であるだけにやや誇張があるかもしれないが、この当時の会員数につい(4) の証言や先の新聞記事を踏まえるなら、半年余りの間に会員数はほぼ一〇倍に膨れあがったことになろう。組織化の 白髪の老坑夫あり妙齢の女坑夫あり結局昨日我々の引揚迄には千余名の鉱山労働者が結束して『日立電機鉄工組合』 産談」としてその様子を伝えている。そして演説に触発されたのであろうか、 た 数万人の坑夫連 日立鉱山に大宣伝を行へる友愛会の勝利」と題した「東京朝日新聞」は、北沢、麻生等の「土 会場を貸さないという会社側の妨害はあったようだが、しかしこの講演会も盛況であったらしい。「覚醒の叫を揚げ ては前出棚橋の証言がある。「公判記録」によると、「昨年(一九一九年——引用者)十月頃日立ニ於ケル会員数ハ」 拠点を得て友愛会の活動はいよいよ活発化する。一〇月二六、二七日には労働問題講演会が開催された。講師並び 植田好太郎「労働問題」、麻生久「国際労働問題に就て」、北沢新次郎「日本労働運動の将来」等である。 「壱千以上ナリ」と答えている。また同じ「公判記録」にはつぎのような問答もある。「日立ニ支部ヲ 「続々友愛会入会申込があつて中には

(三) 友愛会日立連合会の結成

努力は結実しはじめ、日立事件につながる舞台装置は着々とつくられつつあった。

った。当時警戒夫であった鈴木某の手記によると、「鈴木氏(文治――引用者)ハ野地宅裏窓ヨリ半身ヲ乗リ出シ演(モ) 列席した。とくに、二〇日夜に友愛会会員野地川二なる人物の住む長屋を会場にしておこなわれた演説会は盛り上が が最高潮に達したことを象徴するかのような出来事である。ここには、やはり鈴木文治をはじめとする友愛会幹部が 一一月一九、二〇の両日、 日立、大雄院、本山の三支部から成る日立連合会の結成大会が開かれた。友愛会の勢力

はまず会社が演説会場の交渉に応じなかった点を非難し、「夫レカラ役宅ト長屋ノ比較ヲ論シ待遇改善ヲ高昌シ労資 説ヲ開始ス友愛会長ノ来山ヲ聞クヤ従業<員>ハ路上立チ処モナク十号長屋ノ裏石垣ハ一面ノ人垣」であった。

リ」。対策に腐心していた様は想像に難くない。(4) ニアリ」と答えた棚橋は、その実例を三点挙げた。「第一友愛会員ハ他ノ理由ニ托シ馘首ス野村被告ノ如キ然リ第二端を、前出棚橋は公判のなかで明瞭に指摘している。「会社カ友愛会ノ発展ヲ喜バサル風アリシャ」との問いに「大 ガ多数アリ之レ等ノ所持スル酒類全部又通リ商店ノ酒類全部ヲ我々警戒テ夜ニ乗シ秘密ニ全部ヲ買上ゲ通リノ分 鈴木某は続けて語る。「製煉高、硅石山、御澤、高鈴、熊ノ澤、石灰山、本部通り等長屋ニ於テ酒ヲ販売シ居ツタ者 夕様ニ記憶ス」、と。会社側の神経過敏とも思われる対応ぶりは、さらにつぎのエピソードによっても明白になる。 訪問サセ脱会ヲ督励シ応シタ者ハ其儘使用シ結局三十名位ハ脱会セズ之レ等ニ対シ会社ハ三日以内ニ立退キヲ命令シ 点目は、いわば会社側の立場に立つ前掲鈴木某の「記憶」のなかにも記されている。「会社ハ各会員宅ヲ我々警戒ニ 宅ヲ巡回シテ監守スルカ如キ態度ヲ執レリ友愛会トシテハ飽ク迄穏健ナルニ会社ハ何処迄モ横暴ヲ極メタリ」。第三 故ニ止ムヲ得ス普通民家ヲ借リ受ケ開会セリ第三ニハ守衞ヲシテ会員ニ脱会届ヲ差シ付ケ脱会ヲ迫リ或ハ終始各幹部 演説会開催ヲ妨ケ辻々ニ張出セル広告ヲ剝シ去リ又劇場株主ヲ慫慂シテ劇場ヲ友愛会ニ貸与セシメサル方法ヲ執レリ 務倉庫ニ格納シ長屋ノ分ハ全部堀ニ流シ 壜詰類ハ 破壊シタリ曽シテ本山ニハ一滴ノ 酒ヲ 無クシ斯シテ万一ニ備ヘタ こうした状況に会社側は拱手傍観していられるはずはなかった。会社側はどのように対応したのだろうか。 その一 (八庶

四 日立事件の勃

友愛会員であるといふのとは少しも関係がない」と説明していたことがわかる。 (52)同記事によると棚橋はこの馘首を「友愛会に対するしつぺい返」ととらえ、久原側は「戦後の事業縮小に依るもので 紛糾があることを予想し、二、三か月の工場休業も辞さない決意で臨んだという。日立工場では一一月二七日に白鳥脱退せざる者は全員解雇すべし」との厳命を下す。この折、小平ら会社幹部は友愛会との全面対決であるから相当の 含む友愛会員一一五名の大量馘首が実施されたのである。この模様を伝える新聞記事によると、馘首された者のうち(51) ○日にかけて一九名、一二月に入ってからも小刻みに続き結局被解雇者は五八名に及んだ。支部長や幹事等の幹部を 利雄、朴沢ら二五名、翌二八日に三二名、計五七名が解雇された。他方日立鉱山では二七日に三一名、二八日から三 一名(御田定蔵)は二八日友愛会本部を訪れ、これまでの経過報告とともに今後の運動方法を打合わせている。また 一方で床次竹次郎内相の了解をとり、他方で日立鉱山の久原房之助や竹内維彦ら重役の内諾を得たうえで、「友愛会を 友愛会員と会社側との緊張が高まるなかで、会社側はついに労働者の馘首に踏み切った。日立製作所の小平浪平は

原の……私設巡査は腰のサーベルをがちやつかせ乍ら消防夫を保護して此鬼に等しき行為を遂行せしめた。途方に暮 下された。老母は坑夫の背に恨みの涙を吞み乍ら追はれた。頑是ない子供等は此惨憺たる光景を見て泣き叫んだ。久 等は幾組かに分れて解雇者の長屋に侵入し、坑夫の家財を荷造りして屋外に投げ出した。着てゐる蒲団は剝がれて病 人は外に叩き出された。如何なる嘆願もきゝ容れられなかつた。産婦は生れた許りの赤子を抱かせられて、 族を引き連れて、退山すべき事の命令が発せられた。是等の坑夫の中には老母の病に臥する者もあつた。併し消防夫 景をリアルに描いている。「本山の坑夫の解雇者に対しては、如何なる事情に拘らず廿四時間以内に、家財を纒め家 解雇された労働者及びその家族達は直ちに山を下りなければならない。やや文学的表現ながらも、麻生久はその情 山を追ひ

ある」。(53)(55) (56)

解雇反対争議演説会が開かれた。そこでの動きを再現してみよう。まず、一日に棚橋を迎えて日立支部で開かれた幹かかる事態を友愛会が黙過するはずはない。鈴木、麻生、棚橋、片山哲らの同席のもとに一二月一、二日の両日、 制私服八名許リ屋外ハ制服巡査四五十名警戒シ居レリ而シテ会場入口ノ巡査四、五名ハー々入場者ノ身体検査ヲ行 ラントスルカ為」に、二日夜に開かれた演説会もまた警察官のそれこそ厳しい監視のなかではじまった。「屋内ニハ る。「午後六時半より演説会を開き鉱山製作所の処置を攻撃せし為め滞在中の野木保安課長、保坂高等課長等急行し 者ニハ何等不都合ノ行為ナカリシ証明書ヲ与フルコト」の三点を角弥大郎所長に要求すること、その夜は経過報告の れば一同大に憤慨し宮田附近は大混乱を極」めた。「経過報告ト事件ヲ東京ニ移シ一ト先ツ当地ニ於ケル運動ヲ打切(55) 水戸、太田、菅谷、松原の各署より百五十余名の応援警官を得て内外を厳戒し演説過激なりとて九時半解散を命じた ための演説会を開くことが決った。しかし角との面会は一日も、そして二日も叶わなかった。他方演説会は実施され 事会では善後策が検討された。そこでは「友愛会ヲ認メシムルコト、解雇者ヲ複職セシムルコト、複職ヲ希望セサル

るが、警察官の眼にはそうは映らなかったらしい。 長の白鳥利雄が開会の辞を述べた。続いて朴沢文三、野村正が演説した。このときの聴衆の有様を問われて棚橋は、 「屋内ハ至テ静粛ナリ屋内ニテハ幾分閧ノ声位ヲ聞ケリ決シテ解散ヲ命ル、程ノ騒キトハ思ハサリキ」と証言してい 日立村大字宮田の狭い友愛会支部事務所でおこなわれた解雇反対演説会はまず労働歌の合唱で幕を開け、 シ形勢頗ル不隠ナリショリ、被告正ノ演説終ル頃、予テ同演説会場ニ臨監シ居タル警部補寺田三郎八、治安ニ 「場外ニハ千余名ノ群衆アリ、 屢々、 喊声ヲ揚テ場内ニ乱入シ来

日立支部

近代産業と労働運動の展開

察に交渉に出た麻生はそのまま、助川駅から水戸に送られた」。麻生も逮捕されたのである。(57) こぎって行った』といい、『棚橋の事は俺が後で処理する!罠だ!罠にかかった。危険だ!』と 絶叫 して 場内を静 妨害アルモノト認メ該演説会ノ解散ヲ命ジタ」のである。ここから友愛会員の逮捕劇がはじまる。解散命令をめぐっ(66) ぶ組合員と、警官及び消防夫との間に混乱は屋外に続いた。この時麻生は、"私の頭の中を足尾の光景がちらっとよ やがて閉会の辞を朴沢に命じたが、この瞬間に裏口から押入った警官によって棚橋が奪い去られた。棚橋の奪還を叫 の警部補が解散を命じた時、外には群衆の鯨波があがり、屋内に混乱が起った。麻生は静かに事態をながめながら、 という理由での逮捕につながっていく。警察側にしてみれば、あるいは予定の行動であったのかもしれない。 て棚橋や麻生をはじめとする友愛会員達と寺田等警察官との間に小競り合いが生じ、それが職務執行妨害罪の現行犯 さて、事件後水戸から 憲兵が派遣され、さらに 警察官や 消防夫など 総勢百数十名が昼夜の別なく厳戒体制を敷い 一切の戸を閉ざして屋外の騒ぎとの混乱を断った。騒擾が静まったのが十一時過ぎ、二三の組合幹部を起して警 臨監

に対しては数十名の警察官の指揮のもと消防隊による警戒がなお続いた。(85) された一部の友愛会員が「如何なる行動に出づるやも測り難」いということから、大雄院、芝内、本山等の要所要所 た。平常に帰したとしてその体制が緩和され、憲兵や応援警察官が引揚げるのは四日以降のことである。しかし釈放

田 裁判の帰趨

橋連合会幹事)、御田定蔵(大雄院支部幹事)、藤沼栄四郎(日立工場職工)、須藤千代太郎(大雄院支部幹事)、 訴され直ちに水戸地方裁判所の予審に付された。前者については棚橋、麻生、白鳥、朴沢、野村のほか山本懸蔵(京 立事件に関わる検挙者は四三名にのぼったが、一二月六日、そのうち一五名が公務執行妨害罪または騒擾罪で起

三人、後者については熊坂清一(日立工場職工)、佐藤善光(日立鉱山製錬夫)の人びとである。かくして、本事件 桝田弥三郎(本部理事)、安達健太郎(本山支部長)、山内長作(日立鉱山鉱夫)、高瀬政造(日立鉱山鉱夫)

の舞台は裁判所へと移った。

拠十分」とされ、全員の有罪が決ったのである。こうしていよいよ公判が開始される。(60) 二九日には全員が保釈された。そして二月一九日、水戸地裁での予審が結審となった。前記「罪状事実に就きては証 友愛会本部は事件直後から保釈運動や入監者及びその家族への義捐金募集をおこなっていたが、翌一九二〇年一月友愛会本部は事件直後から保釈運動や入監者及びその家族への義捐金募集をおこなっていたが、翌一九二〇年一月

と」。この裁判は、(61) 引用者)ハ之ヲ取戻サントシテ棚橋ニ取付キタルニ非スヤ/取付クト云フ程度ニアラス一寸手カ触レタ程度ノモノナ ナル故注意ヲ当方に向ケシムル為一寸擦リタル位ノ程度ナリ」、「棚橋被告ガ引致セラレントスルヲ被告(朴沢 訊カントセリ/被告ハ其時寺田警部補ノ腕ヲ扼シテ振リ動カセシニアラズヤ/然ラス警部補ガ他ニ注意シテ居ル様子 警察法云々トハ耳ニセス/其時被告(棚橋――引用者)ハ立上リテ寺田警部補ノ処ニ行キシヤ/行キテ其解散事由ヲ られる。「立会ノ寺田警部補ガ治安警察法第八条ニヨリ解散ヲ命スト言ヒシヲ聞キシヤ/只解散ヲ命スト聞ケリ治安(62) 抗したかどうか、あるいは他の被告達がそれを妨害したかどうかが一大争点であった。例えばつぎのような問答がみ リ」、あるいは「棚橋被告ガ 引致セラル、ト 記被告人のうち棚橋から高瀬までの一三人について訊問がなされたが、そこでは棚橋の拘引をめぐって棚橋自身が抵 会幹部に依り演ぜられたる注目すべき特殊事件なれば傍聴人も多数に達すべきを以て予傍聴券を発行して制限すべし はらき」新聞はつぎのように報じている。「本事件は喧唱されつゝある労資問題を背景に日立鉱山を舞台として友愛 公判が何回開かれたか不明だが、第一回目は五月二六日におこなわれた。公判を明日に控えた二五日、 「耳目を蒐めた特殊事件」として多大の関心を集めていたようである。ところで第一回目には前 + 棚橋ノポケツトノ 所へ手ヲ掛ケ 引戻サントセシヤ人 (安達 地元紙 引用

近代産業と労働運動の展開

斎藤

是認シタコトヲ今日否認スルトハ何タルコトナルゾ」と非難している。 アル者ナレハヨモヤ予審ニ於テ肯定シタル事ヲ公判廷ニ於テ否認ハスマイト思ツテ居ツタ然ルニ被告全部ガ予審廷テ 席していた原検事はそのような被告達の態度を、「本件ハ社会ノ視聴ヲ集メテ居ル問題テモアルシ各被告共相当地位 六○名の群衆と共に芝内合宿所へ行きそこへ投石したか否かが訊問の趣旨であるが、これまた両名とも否認した。 はいずれもそれを否認した。翌二七日の公判では、熊坂、佐藤両名に対する訊問がおこなわれた。演説会後、百五、 者)引戻サントセシニアラズ只触レシ位ナリ/予審ニ於テハ明カニ手ヲカケテ引戻サントシタト云フテオルニアラズ ヤ/其辺ハ何方デモ同ジダロウト思フテソウ言ヒマシタ/何方デモ同シ処シヤナイ此点カ実ニ重大問題ナリ」、と。 「重大問題」だと、いみじくも指摘しているように、裁判長は執拗に抵抗や妨害の事実を証言させようとし、被告達

している。また、公判に合わせて水戸市常磐座で日立事件の顚末を報告する演説会を開催しようとする企ても伝えら(63) (63) 「一の二日間にわたって、判事、検事、弁護士の三者が日立村に出張し、現場検証並びに証人訊問を実施 罪者なりとし検挙せるその事態の前後を観ずれば官憲は予め予定の筋書を有したりと断言するも遁辞 な か る 可し(65 を鎮圧するに努めざりしが取締り得るに拘らず之れを取締らず解散命令を発して強へて波瀾を惹起せしめ被告等を犯 達し居らざりし事は極めて明瞭なるも仮りに多少険悪なる空気ありとせば何故に数十名正服、 る。そのなかでとくに、亀山弁護人のつぎの発言は注目される。「会場内外の状況が決して解散を必要とする程度に れている。弁士には鈴木、棚橋、麻生のほか吉野作造が予定されているが、実現したかどうかは定かでない。(44) 最後の公判は六月二二日に開かれた。ここでは、主に 弁 護 側 から全被告の無罪を立証する論述がなされたようであ この後おこなわれた裁判の全容は残念ながら明らかにしえない。ただ関連するいくつかの動きを紹介しておくと、 私服の巡査刑事等は之 判決前

(傍点引用者)。計画された事件であったことを見事に看破しているように思われる。

坂、佐藤の三名は無罪であるのに対し棚橋は禁固三か月、白鳥ほか一〇名は禁固二か月と有罪であった。この判決に(67) であった。かくして、日立鉱山と日立製作所全体を巻き込んだ日立事件には文字通り幕が下ろされたのである。 おりて全員の刑が確定した。公務執行妨害罪に問われた麻生と棚橋は無罪、他の一一名はいずれも禁固二か月、ただ 対しては被告側、 七月七日、水戸地裁より 判決が言い渡された。 「本件公訴事実ハ之ヲ認ムルノ 証拠充分ナラズ」 として麻生、熊(66) 朴沢、 山本、 検事側ともに控訴し、控訴院での審理へと移る。そして約一年後の一九二一年七月二二日、判決が 御田を除く七名には二か年の執行猶予がついている。また騒擾罪に問われた熊坂と佐藤は無罪

内 若干の総括

支部があり日立地区の支部との一定の交流もみられたようだし、また炭坑地帯には争議も発生している。この事件に 働者組織に一体いかなる影響を与えたかということであろう。既に指摘したように同じ多賀郡内の炭坑には友愛会の さらに補充せねばならないが、今後に残された重要な課題は、 よって馘首された労働者達の帰趨とも絡めて、困難な課題ではあるが影響の実相を明らかにする必要があろう。 日立事件の全貌とまではいかないにしても、その概要は以上によって判明したものと思う。事件の経過については 世間の耳目を集めたこの事件が他の労働者なり他の労

働組合はいずれも企業の外に押し出されてしまった」という当時の争議一般が示した様相は、どうやら当てはまりそ(68) 指摘して総括にかえることにしよう。一見些細とも思える争議行為に端を発した本事件によって、結果的には会社側 援護した警察力に対して、労働組合はまだまったく無力であったし、……ストを契機に、せっかく根をはりかけた労 の狙い通り日立鉱山、日立製作所の友愛会組織は壊滅してしまった。「腰をすえて反撃を決意した使用者側とこれを

事件全体についての評価を下すことは今のところできない。ここでは、その評価に関わる注目すべき点をいくつか

近代産業と労働運動の展開-

一 斎

藤

であったのか、また前述したような演説会の盛り上がりはどう評価したらよいのであろうか。なお課題は残るように 間に離反が生じたというのである。こうした側面があったことは否めないにしても、それでは日立鉱山の場合はどう(69) うである。そのような結末に至った主な原因を、『日立労働運動史』は友愛会と従業員とが完全に一体化してなかっ は賃上げやストライキよりもまず工場の復興を意識したのであり、復興に必ずしも協力的ではなかった友愛会員との た点に求めている。事件の直前に当る一九一九年一一月一四日に日立工場は大火に見舞われるが、一般従業員として

必要ト感シタカラデアリマス」と答えている。かかる意識が会員達のなかにどの程度の拡がりをもっていたかは確か告カ友愛会ニ入リシ動機如何」との問いに、「役員ナル者ノ圧迫カラ逃レ労働者ノ人格ヲ認メシムルニハ団体ノ力ヲ なら、「労働者ノ人格」を意識した、あるいはそれに目覚めた労働者群の生成にこそ着目しておきたいのである。 づけられた会員が例外であったと断定するわけにはいかないだろう。「大正デモクラシー」期の時代性と関わらせる められないが、会社側の危機感とそれに基づく会社側の諸行動を考え合わせるならば、朴沢のような明確な動機に裏 ら、興味をそそられるのはそれら会員達の意識である。第一回公判で、朴沢文三は注目すべき発言をしている。「被 既に述べたように事件勃発の約一か月前に、友愛会員は一千名もの多数に及んでいた。その多さもさる こと な が(つ)

制定されるが、その第一四条は「消防隊員ハ火災以外ノ変災防禦ニ従事セシムルコトアルヘシ」と定めている。消防 二者の活躍ぶりは看過できない。例えば消防夫をみよう。日立鉱山では一九○七年七月に「日立鉱山消防隊規則」が の際、会社側の意を体して具体的に行動したのは警察官、消防夫、警戒夫達である。とくに労働者の一員でもある後 々な対策が講じられた。 会員の解雇、配置転換、退会の強制等々、 そしてその集中的表現が 日立事件であった。 そ

「一山一家」、「企業一家」を標榜する会社側にとって友愛会組織の成長は脅威であり、組織の解体を図るべく様

れた人物を労働者の内部に養成していたこと、これが一旦緩急の際には会社側の意志を貫徹させるうえで大いに奏効爆烈弾モアルヨ腕デモ演説デモ何デモ持ツテ来イ」。金銭を媒介にしているとはいえこのような意識と行動に支えら爆烈弾モアルヨ腕・飛口ノ分レル処ハ此所ナリ/友愛会ノ残党諸君君等ハ再ヒ来ルナ来レバヒトイ目ニ遇ハセルヨ五円トハ有難イ馬鹿ト悧口ノ分レル処ハ此所ナリ/友愛会ノ残党諸君君等ハ再ヒ来ルナ来レバヒトイ目ニ遇ハセルヨ れは、会長に所長が就任するという典型的な労使の融和組織であった。その規約中には「本会員ハ他ノ会ノ会員タルさて、日立事件を教訓として会社側は労働者の組織的な包摂を実現すべく一九二〇年二月に温交会を設立した。こ 隊は単に防火や消火を目的とするだけでなく、会社組織の防衛をも担う組織として誕生したのである。二二年六月現 あらゆる結社の自由が制限され」た。同じ頃日立製作所においても末端の職長層を中心に温交会が結成されたが、「そへのののです。(76) シテ共楽館傍ニテ酒ヲ飲ミ講演会ノ所ミチ乱暴セリ君等ハ之カ為メ牢屋ノ中トハ実ニ可愛相僕等ハ二人工ノ外ニ賞金~5~5~ ている。差出人は本山消防組頭朝生庄作である。「僕等ハ事務所ト相談ノ上君等ノ演説ヲ妨害スル為メ部下ト共ニ仮装 の三者が存在した。消防夫の行動の一端は、日立事件後に友愛会本部に届けられたというつぎの書簡が明瞭に物語っ(72) 在では日立鉱山大雄院消防組(定員二五〇人)、日立鉱山本山消防組(同二〇〇人)、日立製作所消防組(同一五〇人) コトヲ得ズ」といった条項が含まれていたため「労働者にとっては、他の団体への入会が直ちに解雇の条件となり、 したのである。本事件を評価する場合には、こうした側面での用意周到な政策を確認しておくことも不可欠であろう。

近代産業と労働運動の展開 本稿で用いた新聞資料等の収集については茨城県歴史館の相沢一正氏、桜庭宏氏にお世話になった。記して 斎 一五九

ったにもかかわらず、日立事件に相当するような労働運動は全く沈静化してしまったのである。

謝意を表したい。

- 1) 塙作楽・金原左門編『茨城の近代史』東風出版、一八四頁。
- (2) 『茨城県議会史 第三巻』五〇六頁。
- 同研究「『大正デモクラシー』の地域的展開」のうち筆者の担当になる労働運動分析についての中間報告である。 構造、生産活動よりみた地帯区分試論――」(『茨城大学政経学会雑誌』第四六号所収)を参照されたい。なお、本稿は共 この点については 未だ準備作業の域を出ていないが、 拙稿「『大正デモクラシー』 期における茨城県の産業構造
- (4) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 第一集』一頁。
- 巻』四四〇~四四一頁参照)。 三六四四人)がピークをなしていた。そしてその三時点間にはもちろん増減が繰返されている(『日本労働運動史料 第十 と、件数及び参加人員ともに〇七年(六〇件、一一四八三人)、一九年(四九七件、六三一三七人)、二六年(四六九件、六 労働争議のいくつかの形態のなかでも一八九七年から時系列的な把握が可能となる同盟罷業について全国的な動向をみる
- 6 産業構造面からの地帯区分については、前掲拙稿「『大正デモクラシー』期における茨城県の産業構造」を参照されたい。
- 7 多賀郡における鉱工業従事者の相対的な大きさについては、同上拙稿九~一○頁の表八を参照されたい。
- なるに徴しても事業界不振の打撃が如何に深甚であるかを想見し得るに難からざる…」(一九二一年九月四日付「いはらき」 の不振に随伴したる著しき現象なるが常磐各炭礦の如き著名の十六会社中其半数八会社が何れも今上半期決算に於て無配当 込」と見出しのついた新聞記事がつぎのように伝えている。「最近に於ける石炭鉱業会社の成績不況なるは各種工場的企業 不況に巻き込まれた石炭業については、例えば「炭礦界著しき不況 上半季無配当会社続出 冬季に入らば 幾分恢復見
- (9) 『茨城県史料 近代統計編』四二二~四二三頁参照。
- (1) 『茨城県議会史 第三巻』四四〇~四四一頁。
- 後者は四七四件を数えた。前者の方が優っていることに注意したい(『日本労働運動史料 第十巻』四四七~四五七頁参照)。 製糸業と鉱業をとりあげて全国レベルの労働争議件数を算出してみると、一九一九年から三〇年の間に前者は五九九件、
- 12) 同上書。四四〇~四四一頁参照。

- (13) 例えば隅谷三喜男『日本労働運動史』有信堂。
- 内容としても賃金増額という経済的要求が大半を占めるにいた」(二六~二七頁)ったと述べられている。 を参照されたい。なお、前掲隅谷『日本労働運動史』では、「二〇年代(明治——引用者)の罷工が……いずれかといえば 撥的で、監督者に対する感情的反撥に起因するものが多かったのに対し、日清戦後になると感情的要素が後退して、要求 「監督者排斥」を掲げる争議件数の動きについては『日本労働運動史料 第十巻』四六八~四六九頁、四七二~四七三頁
- 関東七府県の各々の割合を算出すると、茨城県三○・八%、栃木県二九・三%、群馬県二三・三%、埼玉県二五・二%、

千葉県四四・○%、東京府二六・五%、神奈川県一七・四%となる。

- (16) 『日本労働運動史料 第十巻』四二四頁参照。
- 影響の一端については、前掲拙稿「『大正デモクラシー』期における茨城県の産業構造」に掲げた諸表を参照されたい。
- (18) 『日立鉱山史』七八頁参照。
- (1)) 久原房之助翁伝記編纂会『久原房之助』一一六頁参照。
- (20) 間宏『日本労務管理史研究』御茶の水書房、一八頁。
- (21) 農商務省鉱山局『鉱夫待遇事例』二一二頁。
- 雄氏(一九〇八年生れ)は、二三年時点で豊田飯場と古田飯場が残っていたと証言している(県民の生活を記録する委員会 井金三郎の名が認められる(一九一七年六月二五日付茨城農商新聞、一九一九年一月一日付「いはらき」新聞)が、大貫武 『県民の生活聞き書き集 一九一五年時点で本山の飯場頭としては羽根由之助、古田亀八郎、豊田辰次郎、大雄院については熊谷又太郎、伊藤勇治 中村和蔵らの名が確認できる(綿引遠山生、酒井鋒滴子『日立鉱山』参照)。なお本山については前記三名のほかに荒 第一二号』二頁参照)。
- 23 大正一二年のころは。/大貫 そう、すでに会社の人事関係で雇っておったと」(『県民の生活聞き書き集 証言から確かめられる。「大貫 ――すると、このときには募集というと、ある飯場の飯場頭が中心となって募集に出かけて行って、自分の飯場へ連れてき 前掲間『日本労務管理史研究』六三三、六三九~六四〇頁参照。例えば雇用についての機能後退は、前出大貫氏のつぎの 自分の組の仕事として鉱山にかかわるというふうなことは。/大貫 私らが来る前のことだと思うんですがね。/―― 勝村誠三郎という人が庶務の人事係で、全部人事関係、雇いをやったと思うんですが。ノ

- 前掲問『日本労務管理史研究』五六九頁。
- 25 農商務省鉱山局『鉱夫調査概要』(一九一三年一二月)二一六頁。
- 26 同上書、二三〇頁。
- 27 一九一九年二月一一日付「いはらき」新聞。
- 『日立鉱山史』二一一頁。
- 鉱夫に対する供給単価が白米一升一八銭から二五銭に引き上げられたのは一九二一年五月のことである(同上書、二六一
- 30 日立労働運動史編纂委員会『日立労働運動史』二三頁。
- 前掲『久原房之助』一一六頁

31

- 『日立鉱山史』二〇八頁。
- 34 33 このなかには三四七名の満州も含む(日本労働組合総同盟『友愛会・総同盟五○年史年表 上巻』一九~二○頁参照)。 (35) 『日本労働運動史料 第三巻』四二九頁。
- 36 同上書、四三一頁参照。
- 37 『日立市史』六七二頁参照。
- 38 『日本労働運動史料 第三巻』四三六頁。
- 39 九一九年八月一一日付大阪朝日新聞。

前掲『久原房之助』二七九~二八○頁。

- 錬所所蔵、以下「公判記録」と略)。 リシカ」という裁判長の問いに対する証言である(五月二六、二七日の公判の内容を綴った無表題の資料、日本鉱業日立製 一九二〇年五月二六日の日立事件第一回公判において、「其時(一九年八月の争議 ——引用者)友愛会員ノ態度ハ如何ナ
- 42 前掲『日立労働運動史』二四頁。
- 43 ナリ」と答えている。 れる。前掲「公判記録」によると、「大雄院本山等ニ支部ラ設ケシハ何時ナルカ」との問いに、棚橋小虎は大正「八年八月 無表題の資料、年代不詳、日本鉱業日立製錬所所蔵。なお引用文中の「日立文部」は「大雄院、本山支部」の誤りと思わ

- (4) 一九一九年一○月二九日付東京朝日新聞。引用文中の「日立電気鉄工組合」の名は「労働運動 第三号」(『大杉栄主幹 無政府主義新聞「労働運動」』所収)にもみられるが、これはどのような性格の組織であったのか不明である。
- (45) 石川藤吾氏(一九〇八年生れ)は警戒夫についてつぎのように語っている。「今は守衛なんていうけれども、各部落を巡
- る一般の人たちの感情はどうだったんでしょう。やっぱり恐いってことだったんでしょうか」 とのわれわれの 質問には、 る人がいたんですよ。そういう人がまわって歩くからね、みだりに不満なんか出せねえわけですよ」。そして「警戒に対す 回する人がいたんですよ。警戒、警戒ってよく言ったんですよ。会社に対する不満なんかをいち早くキャッチする役目をす
- 生活聞き書き集 第一五号』一五頁、一七頁)。 て泣いたりなんかすると、こう見てて、警戒が来たぞっていうと泣きやむぐらいだったんです」、と答えている(『県民の 「うん、やっぱりその位にとってたですよね。昔ね、各部落でもって小さい子供なんかが言うこときかねえで、やんちゃし
- (4)「大西様(記憶(鈴木)」と表題のある資料、年代不詳、日本鉱業日立製錬所所蔵。表題中の「大西」とは庶務課の大西俊 明と思われる。なお、演説会の模様については前掲『日立労働運動史』二五頁も参照されたい。
- (钌) 野村正のこと、同じ公判で野村は「私ニ亀戸工場ニ転勤セヨト云フノデス其内情ハ友愛会員タルガ故ニ行ケト云フコトハ 判ツテ居マスノデー旦断リマシタガ行カネバ辞職セヨト云ハレ止ムヲ得ズ行キマシタ」、と証言している(前掲 「公 判 記
- (48) 同上資料。
- (4) このエピソードは広く従業員の間に語り継がれたようである。前出石川氏はいう。「結局、一杯飲んだきげんで、もし友 愛会に誘われて従業員が酒の勢いで騒ぐと困るというので、会社では酒を一滴も置くなと、みんな商店や供給所からも買い 占めて、日立鉱山に酒を一滴も置くなっていうので、買い占めて川へ流したっていう話聞いたことあったけどね、昔」(『県
- (5) 前掲『日立労働運動史』二五頁参照。

民の生活聞き書き集第一五号』一七頁)。

- (51) 「解雇者名簿」、日本鉱業日立製錬所所蔵による。
- (52) 一九一九年一一月二九日付大正日日新聞。
- ·日立鉱山労働争議入獄記」(全日本鉱夫総聯合会機関雑誌『鉱山労働者』第一巻第一号所収)。
- 近代産業と労働運動の展開――斎藤) 以下断らない限り前掲「公判記録」による。

- 一九一九年一二月二日付東京朝日新聞
- 「日立事件判決理由」(麻生久伝刊行委員会『麻生久伝』一四七頁)。
- 同上書、一四五頁
- 一九一九年一二月六日、七日付「いはらき」新聞参照
- 58
- 60 59 前掲「労働運動 第四号」参照。 一九二〇年二月二一日付東京朝日新聞及び東京日日新聞参照
- 62 以下断らない限り前掲「公判記録」による。

一九二〇年五月二五日付「いはらき」新聞。

61

- 63 九二〇年五月三〇日、六月二日付「いはらき」新聞。
- 64 九二〇年六月二日付「いはらき」新聞。
- 65 一九二〇年六月二三日付「いはらき」新聞。
- 66 前掲『麻生久伝』一四七頁。
- 一九二〇年七月八日付東京朝日新聞参照
- 68 大河内一男『暗い谷間の労働運動』岩波書店、七七頁。
- 前掲『日立労働運動史』二六頁参照。
- 前掲「公判記録」。 『日立鉱山史』も同じ時期に「約千名に達した」と指摘している(二五九頁)。
- 72 『常陸多賀郡史 全』二七八頁。
- 側は口述筆記をさせ「筆跡酷似せり」と主張している(二〇年六月二日付「いはらき」新聞)。 前掲「公判記録」。なお、一九二〇年五月三〇、三一日の日立村での証人訊問の際、朝生はこの書簡を否認したが、弁護
- (74) これには飯場組織も絡んでいた。注(22)に登場する古田亀八郎の長男力造氏(一九〇二年生れ)はつぎのように語って 時には、子分連中と打ちあわせをして警戒なんかも相談して、なかでけんかさせたんですよ、会場の中で。……打ち合わせの してぶちこわすか、そういう参謀本部がうちの飯場にあったんです。それで、下の講演会をいかにしてぶちこわすかという いる。「参謀本部がうちの飯場にあったんですよ。それ(演説会――引用者)、いかにして不成功におわらせるか、いかに

けんかを。演説を始めようとすっときに、諸君、静かに静かにっていうやつもいるかと思うと、やかましいっていうやつも かっていうやつがいるかと思うと静かにこのやろう黙れこのやろう、話聞かねえでっていうようなわけで、おたがいにそう いうことでどなり合いをやってね、それでごじゃごじゃになって、結局は開けなくなっちゃったんです」(『県民の生活聞 いりゃね、おたがいに敵、味方に分かれてやるわけです。静かに諸君、これからはじめるからって、これからもくそもあっ

76 住友系「親友会」、古河系「鉱職夫総連合会」等々である(前掲間『日本労務管理史研究』六七八~六七九頁参照)。 同じ頃、全国各地の炭坑、鉱山に同様の意思疎通機関が設置されている。例えば三井系「共愛会」、三菱系「親和会」、 日本人文科学会『近代鉱工業と地域社会の展開』東京大学出版会、三九頁。

き書き集 第一一号』七~八頁)。

、アア) 前掲『日立労働運動史』三○頁。